

第5回

世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設
総合運営計画策定検討委員会 資料

(1) 報告事項

(1) -1 区長との意見交換会 結果報告

(1) - 2 区長との意見交換会 結果報告

項目	内容
開催日程	令和4年12月27日（火）18時～19時30分
開催場所	教育総合センター研修室「ほし」
参加委員	現地参加：曾田委員長、齋藤副委員長、大坪委員、藤原委員、松田委員、吉澤委員、清水委員、佐藤委員、片桐委員 オンライン参加：片切委員、細川委員
議題	(1) これまでの検討経緯について (2) 「本庁舎等整備基本構想」及び 「区民交流スペース等の今後の検討の進め方」について

これまでの検討経緯について振り返りを行った上で、区長との意見交換をしていただきました。

- ・ 検討のプロセスを、多くの方と共有することが重要である
 - ・ 区民交流スペースに近い面積を持っている世田谷区立保健医療福祉総合プラザ（うめとぴあ）のエントランスホールを使用して区民参加を試行する等、区民が施設の完成を楽しみに思えるような取り組みをしたい
- といったご意見を区長と共有しました。

(1) - 2 第3回ワークショップ 結果報告

(1) -1 第3回ワークショップ 結果報告

■第3回ワークショップ開催概要

項目	内容
開催日程	令和5年1月22日（日）14時～16時
開催場所	世田谷区役所 第三庁舎 3階 ブライトホール
テーマ	「新施設開館後の関わり方を考えよう」
参加人数	中学生～70代までの区民15名
傍聴	3名（検討委員）

大坪委員の講演も踏まえて、参加者自身の施設への関わり方、関わるために必要なものや、準備について話し合いました。また、世田谷区障害者福祉連絡協議会の副会長である、「世田谷区肢体不自由児（者）父母の会」会長の坂ますみ様にご参加いただきました。詳しくは別紙資料をご参照ください。



(1) - 3 運営計画の策定方法の変更 について

(1) - 3 運営計画の策定方法の変更について

第4回検討委員会までの検討状況を踏まえ、区民利用施設の運営計画については、令和4年度中に「総合運営計画」としてすべて策定するのではなく、「運営基本計画」と「運営実施計画」の2つに分割して策定することとしました。

○運営基本計画

本検討委員会においてご検討いただいている「基本理念、基本方針、実現に向けた取り組み」を中心に、運営に関する大きな方針をとりまとめます。
第5回検討委員会までのご議論をもとに区が策定します。

○運営実施計画

事業・活動計画、組織運営計画等、運営に関するより詳細な部分に関する方針をとりまとめます。
本年度の検討委員会にてご検討いただいた内容を踏まえた上で、令和5年度に実施を予定しているワーキンググループや試行等における議論を積み重ね、令和5年度末をめどに区が策定します。

(1) - 3 運営計画の策定方法の変更について

運営基本計画

基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、多様な人々がともに支えあい、交流し、心豊かな住みやすい暮らしを実現する

基本方針

多様な人々の交流を生み出す場をつくる

文化・芸術によって暮らしを豊かにする

みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

実現に向けた取り組み

- (1) 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる
- (2) 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する
- (3) 区民が主体的に関わる事業を実施する
- (4) 誰もが使える、憩える空間をつくる
- (5) 地域と連携した事業を実施する

運営実施計画

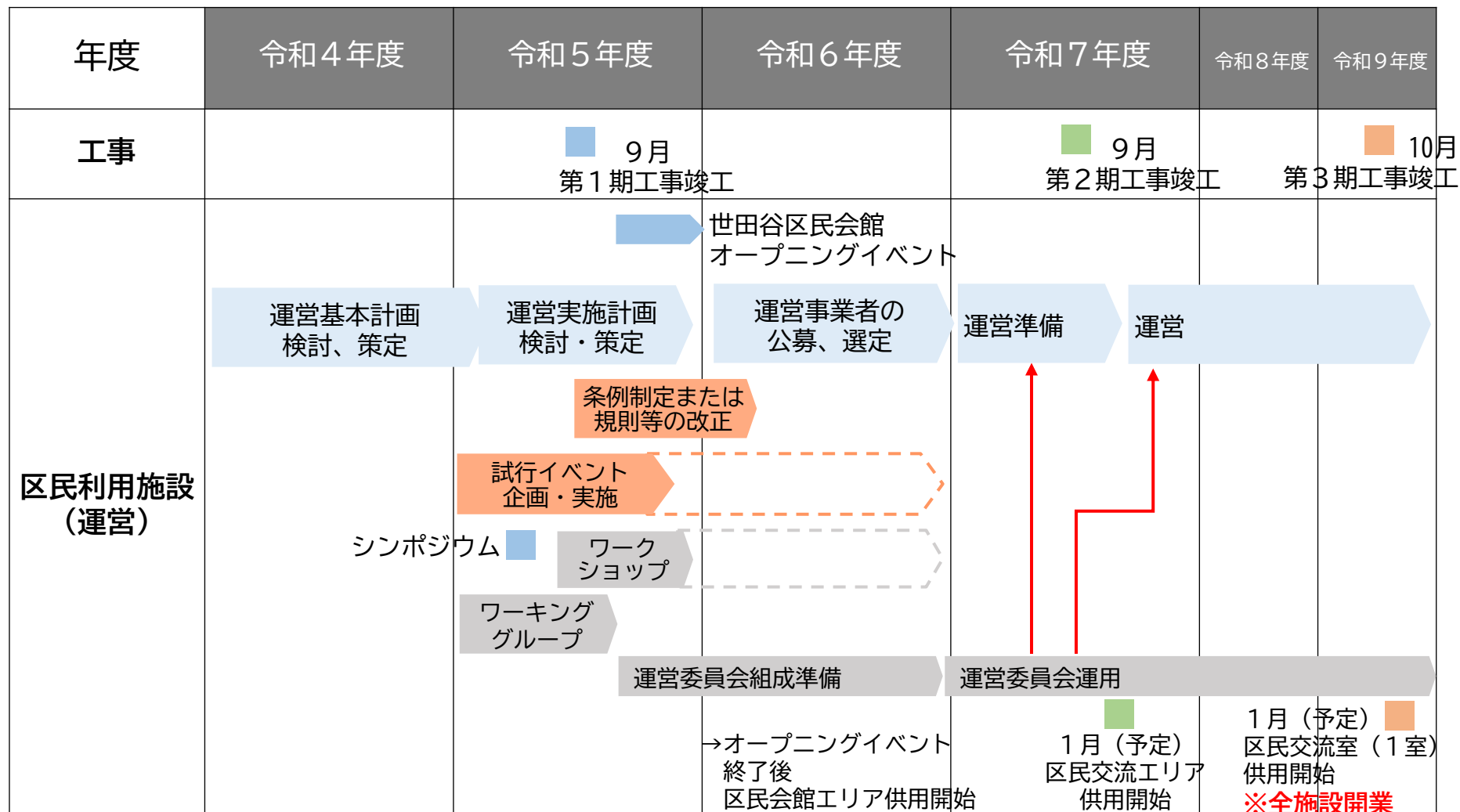
事業活動計画

運営組織計画

(1) -4 今後のスケジュールについて

(1) -4 今後のスケジュールについて

■今後のスケジュール（令和5年2月時点）



(1) -4 今後のスケジュール

■今後の区民参加事業と区の役割 (案)

区で取り組む事項	区民参加による検討
①検討委員会でご議論いただいた基本理念等に基づいた「運営基本計画」の策定	<ul style="list-style-type: none">・ 第5回検討委員会までの議論・ 全3回ワークショップでのご意見
②「運営基本計画」を踏まえ、事業・活動計画、組織運営計画等、具体的な運営に関する方針をまとめる「運営実施計画」の策定 (右記での意見を総合的に踏まえて区が策定)	<ul style="list-style-type: none">・ ワーキンググループ・ ワークショップ・ 試行イベント
③区民交流スペースの活用法の試行	<ul style="list-style-type: none">・ 試行イベント
④区民利用施設の区民への周知	<ul style="list-style-type: none">・ ワークショップ、シンポジウム
⑤区民利用施設に係る条例、規則等の整備 (①～④を踏まえて区で作成)	—
⑥運営委員会の組成準備	—
⑦運営実施計画を踏まえ、開業に向けた準備作業	<ul style="list-style-type: none">・ 運営委員会
⑧運営事業者の選定	—

(1) -5 運営基本計画について

(1) -5 運営基本計画について

■第4回検討委員会を受けての検討経緯

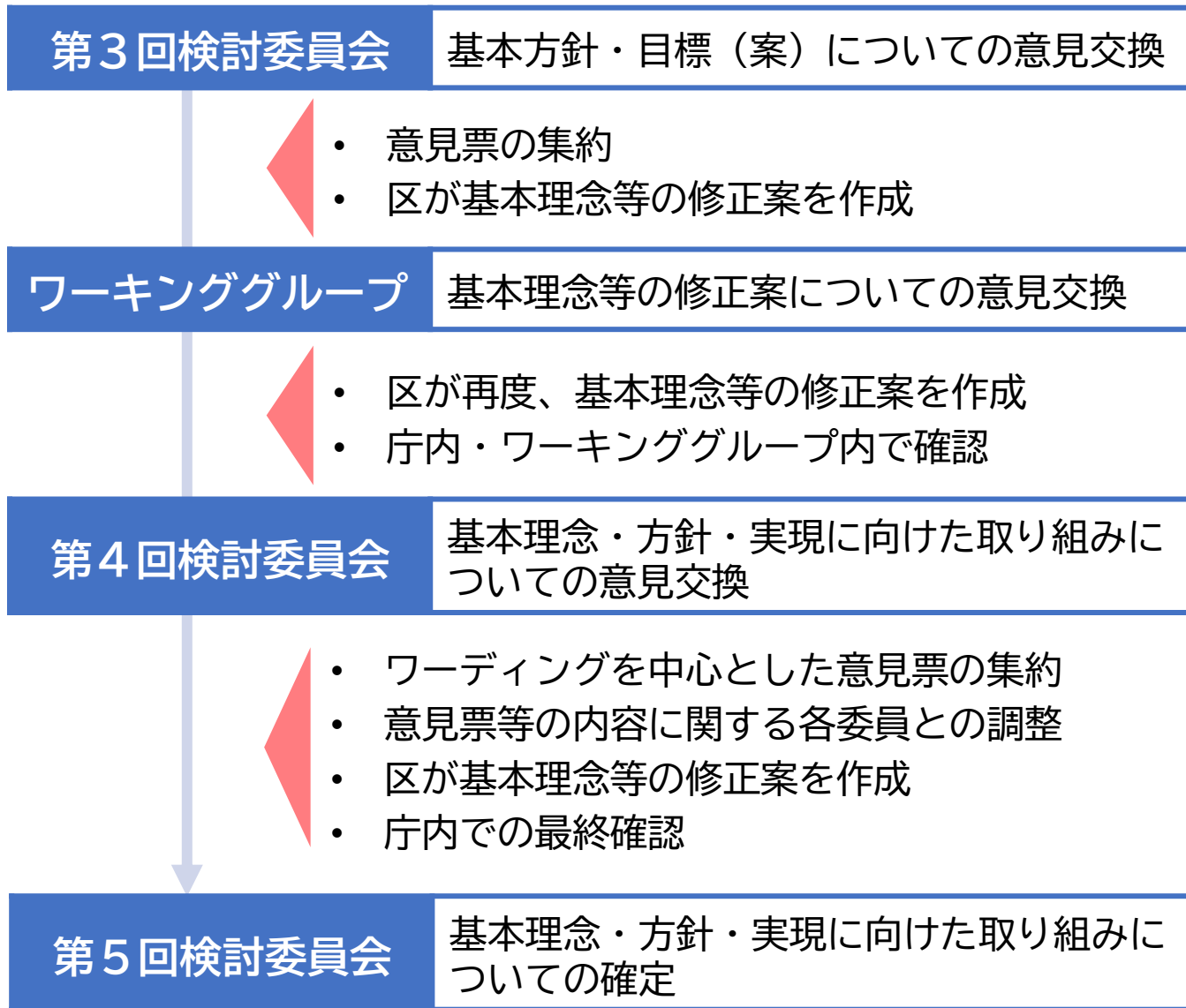
第4回検討委員会でいただいたご意見に加え、委員の皆様から「本庁舎等整備にかかる区民利用施設総合運営計画における『基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み』の説明文（案）に関する意見票」のご提出をいただきました。

これらのご意見をもとに、「基本理念・方針・実現に向けた取り組み」の修正案を作成しました。

こちらは運営基本計画の中心として記載させていただきます。

(1) -5-1 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み

■基本理念等における検討経緯



(1) -5-1 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み

■基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み 体系図

実現に向けた取り組み

区民、市民活動団体及び区等が協働し、
地域と連携する一体的な運営組織をつくる

基本方針

多様な人々の交流を
生み出す場をつくる

文化・芸術によって
暮らしを豊かにする

区民が主体的に関わる
事業を実施する

基本理念

区民、市民活動団体及び区が協働して、
多様な人々がともに支えあい、交流し、
心豊かな住みやすい暮らしを実現する

交流・共生を生み出す
「つなぎ役」を設置する

みどりで多様な主体をつなぎ、
心潤う環境をつくる

誰もが使える、
憩える空間をつくる

地域と連携した事業を
実施する

(1) -5-1 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み

■基本理念

※下線部…第4回検討委員会からの変更箇所

区民、市民活動団体及び区が協働して、
多様な人々がともに支えあい、交流し、
心豊かな住みやすい暮らしを実現する

平成28年(2016年)12月策定の世田谷区本庁舎等整備基本構想に基本の方針の一つとして掲げた「区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎」。この方針に基づいて設計された新庁舎は、特にエントランス部分に位置する大規模な区民交流スペースについて、設計段階の検討会では、淡水と海水が交じり合い、多様な生物が共生し合う「汽水域」のように、人々の共生の場になり、ここで生まれる新しい関係が社会課題の解決に取り組む体制となることを将来像としました。

この提案を受けて、区民交流スペースや、世田谷区民会館、広場、屋上庭園等も含めた区民利用・交流拠点施設を舞台とし、さまざまな区民、市民活動団体及び区が協働して相互に影響を与え合いながら、多様な人々、一人ひとりが新たな縁を生み出し、交流して、心豊かな住みやすい暮らしを実現することをめざします。

(1) -5-1 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み

■基本方針

※下線部…第4回検討委員会からの変更箇所

(1) 多様な人々の交流を生み出す場をつくる

- 誰でも日常的に訪れることができる空間や事業を提供する。
- 区民や市民活動団体が運営に関わり、区民利用・交流拠点施設を積極的に利用して活動することで、区民自治に向けた共生・共助を生み出す。
- 区が市民活動団体、地域活動団体、教育機関、事業者等と協働・連携した取り組みを実施する。

(2) 文化・芸術によって暮らしを豊かにする

- 全区的な文化・芸術の拠点として位置づける世田谷区民会館において、区民の誰もが暮らしの中で、多様な文化・芸術にふれ、体験・参加できる機会を提供する。
- 区民、市民活動団体及び区等の文化・芸術の取り組みを推進し、心豊かな活力あるコミュニティの形成につなげる。
- 世田谷の歴史や文化・芸術の特色を活用し、地域の魅力向上に寄与する。

(3) みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる

- 「世田谷みどり33」をめざした「区役所一帯のみどりの拠点」として、魅力ある緑化空間づくりと拡大に取り組み、みどり豊かで住みやすい「世田谷らしさ」のある風景の創出によって、みどりの量と質を高めることに貢献する。
- 多様な人々がみどりを通して環境と調和する場をともに創り上げ、その多面的機能や価値を共有し、すべての持続可能性の基層である「環境」にかかる負荷を低減させるための意識を醸成する。

(1) -5-1 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み

■実現に向けた取り組み

※下線部…第4回検討委員会からの変更箇所

基本理念を達成するためには、「多様な人々が訪れ、交流する場をつくる」取り組みが求められます。

この取り組みを実現するためには、子どもから若者・高齢者や、障害者、外国人等、区民の誰もが関わりやすい仕組みの中で、一緒に時間を共有して、試行を重ねながら、組織や人を育み、進めていくことが必要です。

(1) 区民、市民活動団体及び区等が協働し、地域と連携する一体的な運営組織をつくる

- 区民、市民活動団体及び区等が運営に参画し、地域と連携する組織を構築し、区民利用・交流拠点施設で実施する事業や活動に横断的に関わる。
- 区民利用・交流拠点施設全体への区民参画のあり方と併せて、緑化空間をコモンのように共同管理することについて検討し、試行する。

(2) 交流・共生を生み出す「つなぎ役」を設置する

- 地域の課題やニーズに応じ、区民、市民活動団体及び区とのマッチング・交流など様々な案内や相談対応などを行う機能を試行する。
- 区民交流スペース等で、利用者同士が顔見知りになり、つながるためのつなぎ手としての役割を担うこともめざす。

(1) -5-1 基本理念・基本方針・実現に向けた取り組み

■実現に向けた取り組み

※下線部…第4回検討委員会からの変更箇所

(3) 区民が主体的に関わる事業を実施する

- ・ 市民活動の持続的発展のため、新たに活動に参加する区民を増やすための普及事業を実施する。
- ・ 誰もが参画・協働できる文化・芸術環境を整備していくために、区民参加の文化事業やワークショップ等を開催する。
- ・ みどりを楽しむことが区民にとって習慣づけられ、地域におけるみどりの役割を大切にする活動が区民に浸透するよう、「見て、楽しむ」だけでなく、「育み、活かす」事業の推進と定着を図る。

(4) 誰もが使える、憩える空間をつくる

- ・ 区民が気軽に立ち寄れる、思い思いの時間を過ごせる居場所となるような空間づくりを実施する。
- ・ 区民同士や区民と区などのミーティング、学習や研修、ワークショップなど、多様な体験や新しい経験ができる場を提供する。
- ・ イベントや展示などを通して、市民活動団体等との協働や文化・芸術の創造性などから生み出される様々な価値により、活力ある賑わいづくりの場としてのイメージを創出する。

(5) 地域と連携した事業を実施する

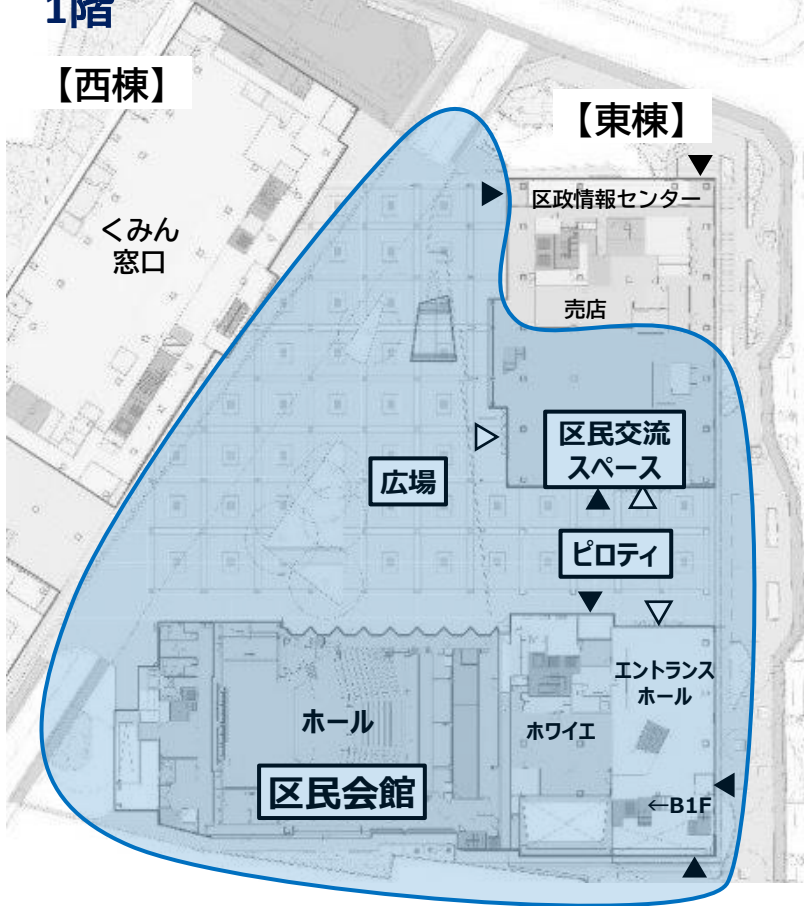
- ・ 商店街、教育機関、図書館、公園緑地など、地域の人的・文化資源と連携した地域の価値を高める事業を実施する。

多様な人々の交流を 生み出す場をつくる

- 区民、市民活動団体及び区とのマッチング・交流など様々な案内や相談対応などを行う機能を試行する
- 市民活動の持続的発展のため、新たに活動に参加する区民を増やすための普及事業を実施する。
- 区民が気軽に立ち寄れる、思い思いの時間を過ごせる居場所となるような空間づくりを実施する

1階

【西棟】

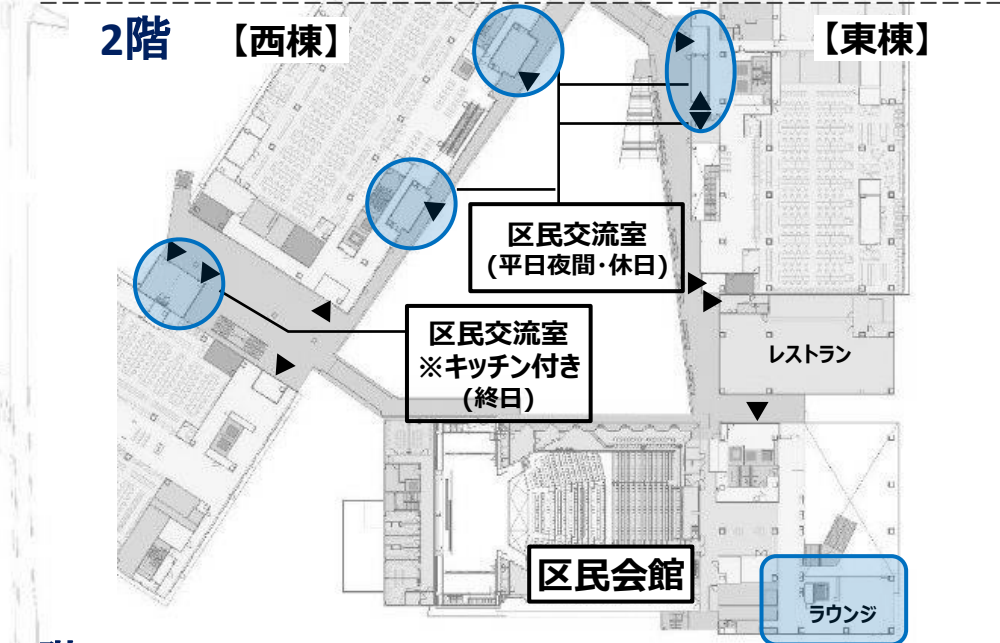


【東棟】

2階

【西棟】

【東棟】

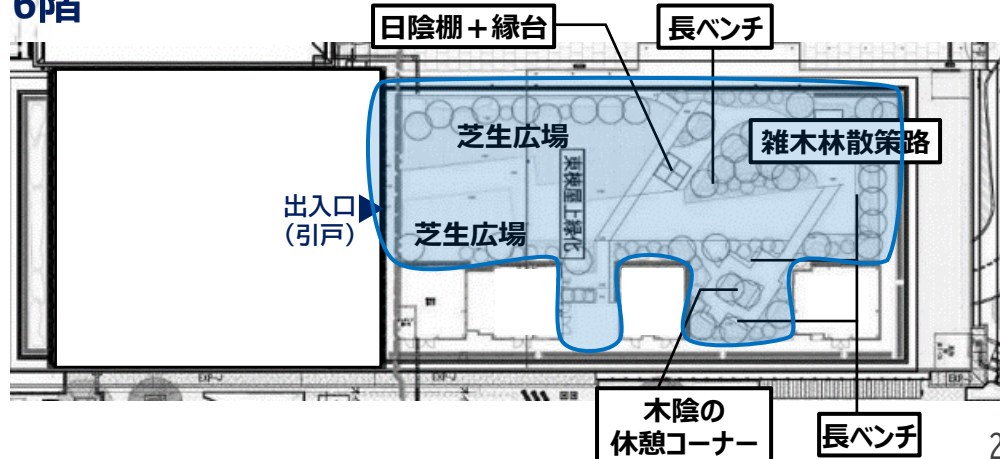


地下1階



すべての場が
交流の舞台となります

6階



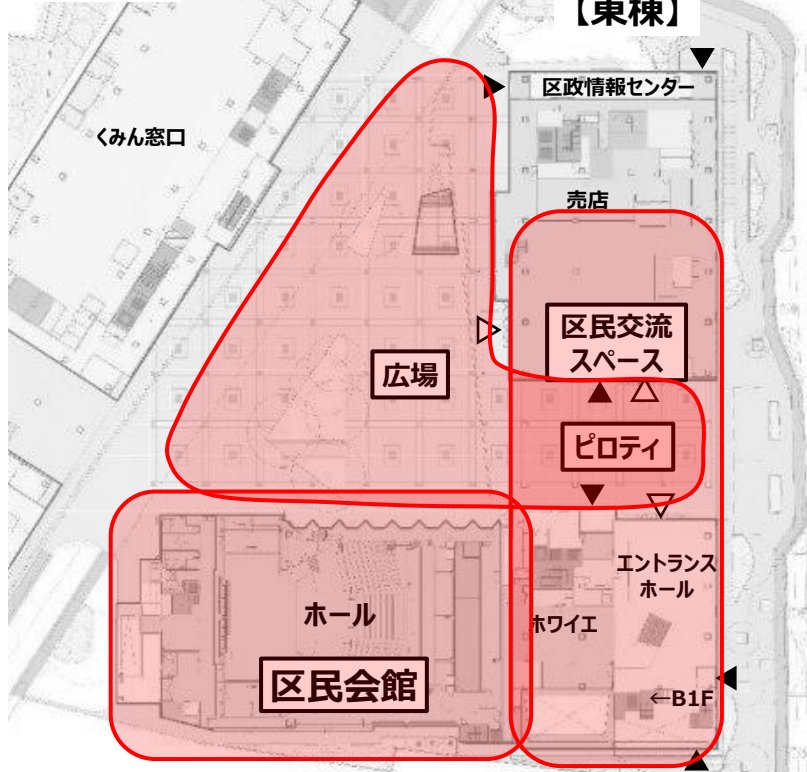
文化・芸術によって暮らしを豊かにする

- 誰もが参画・協働できる文化・芸術環境を整備していくために、区民参加の文化事業やワークショップ等を開催する
- イベントや展示などを通して、市民活動団体等との協働や文化・芸術の創造性などから生まれる様々な価値により、活力ある賑わいづくりの場としてのイメージを創出する。

1階

【西棟】

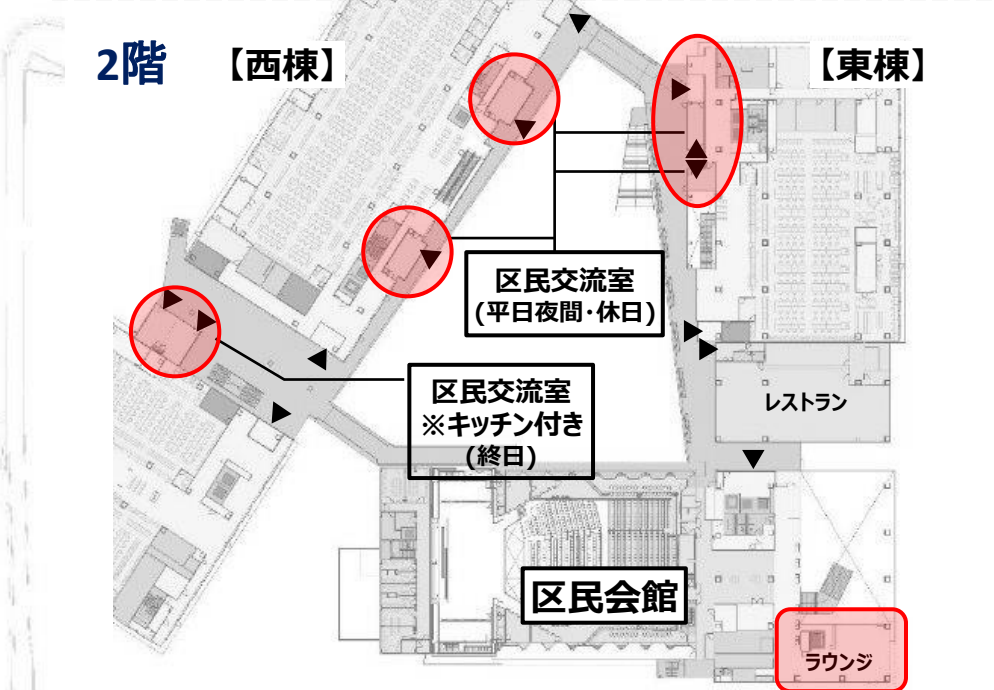
【東棟】



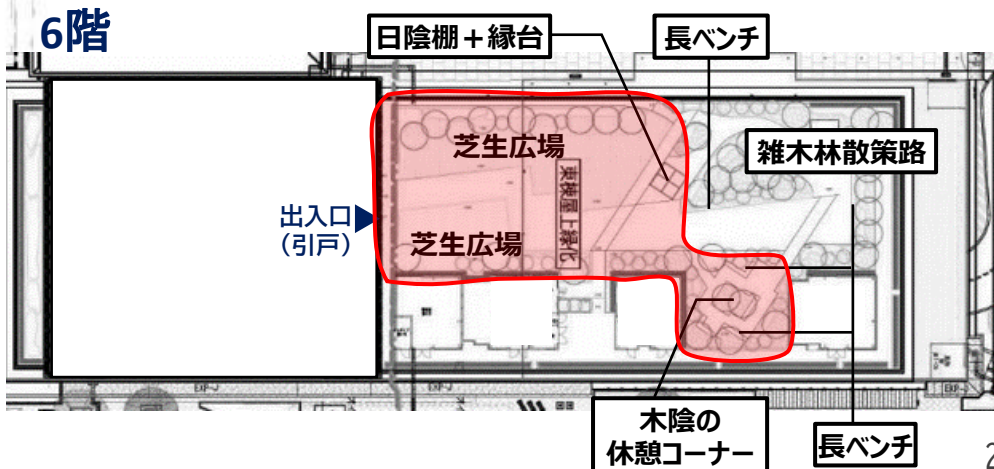
2階

【西棟】

【東棟】



6階



地下1階

区民会館

集会室

集会室

練習室

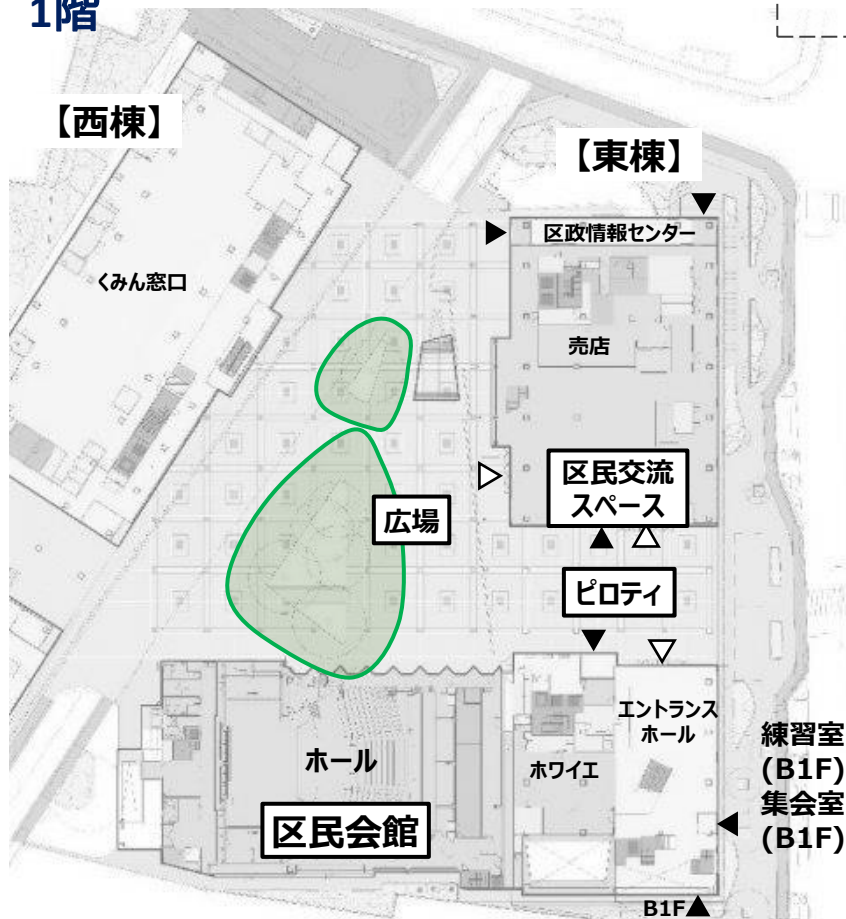
練習室

1F→

大きさも様々、屋内と屋外で性質が違い、分散している

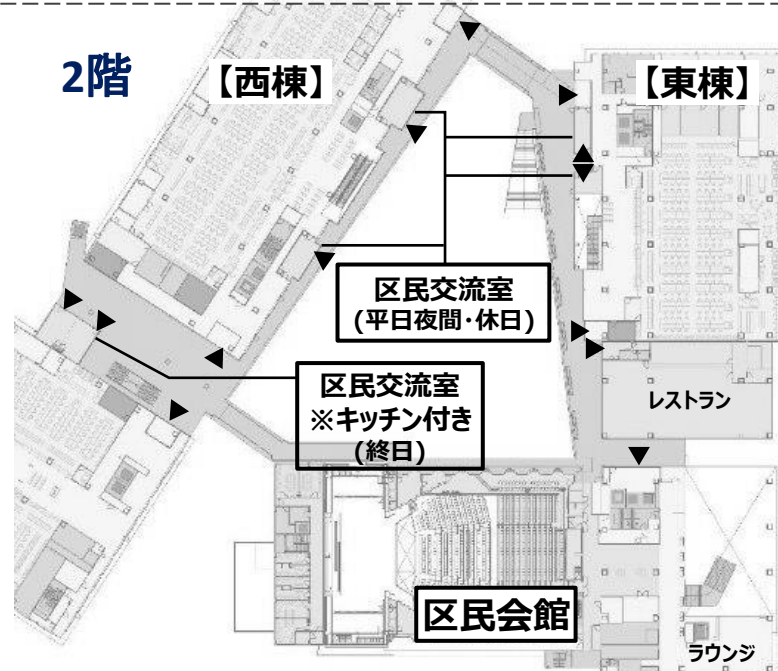
みどりで多様な主体をつなぎ、 心潤う環境をつくる

1階

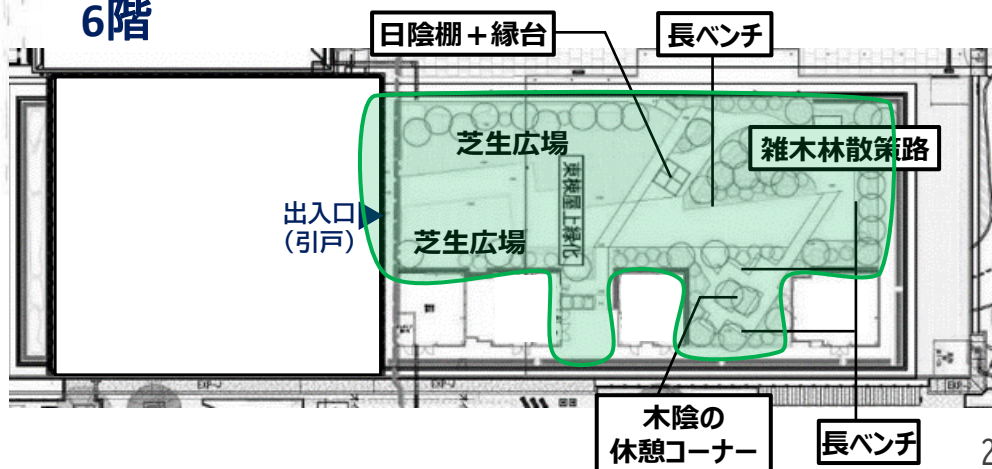


- 区民利用・交流拠点施設全体への区民参画のあり方と併せて、緑化空間をコモンのように共同管理することについて検討し、試行する。
- みどりを楽しむことが区民にとって習慣づけられ、地域におけるみどりの役割を大切にする活動が区民に浸透するよう、「見て、楽しむ」だけでなく、「育み、活かす」事業の推進と定着を図る。

2階

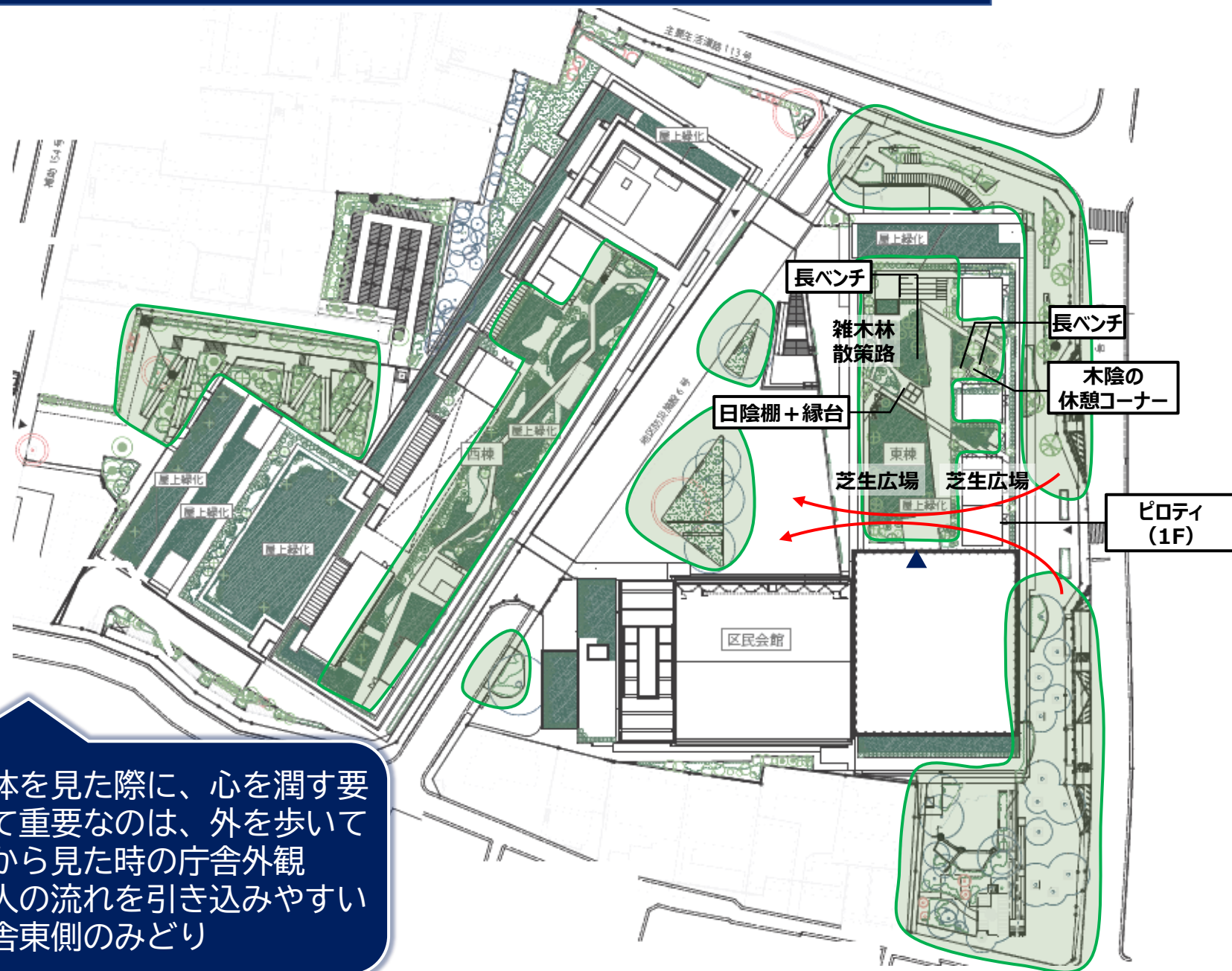


6階



基本的に植栽の位置を
中心に展開します

みどりで多様な主体をつなぎ、心潤う環境をつくる【施設全体】



庁舎全体を見た際に、心を潤す要素として重要なのは、外を歩いている人から見た時の庁舎外観
※特に人の流れを引き込みやすいのは庁舎東側のみどり

■報告書

世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設総合運営計画策定 検討委員会設置要綱（抜粋）

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- （1） 区民利用施設総合運営計画に関すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、区民利用施設総合運営計画に関する重要事項



世田谷区本庁舎等整備に係る区民利用施設 総合運営計画策定検討委員会 報告書

項
目

1. 区民利用・交流拠点施設について
2. 世田谷区本庁舎等整備に係る
区民利用施設総合運営計画策定検討委員会について
3. 新しい本庁舎等における区民利用施設の運営を考える
区民ワークショップについて
4. 基本理念と基本方針、実現に向けた取り組みについて
5. 事業・活動計画、組織運営計画について

(1) -6 事業・活動計画について
(検討内容の総括)

(1) -6 事業・活動計画について

■事業・活動に関するこれまでのご意見

事業・活動計画の検討にあたり、第2回検討委員会でのワールドカフェや、全3回の区民ワークショップでいただいた[事業・活動に関するご意見](#)を記載しました。

ワールドカフェ 第2回検討委員会

- ・ 「サードプレイス」目的が無くても来る、普段から使える場にするための方策が必要
- ・ 区民利用施設全体の一体運用という目線で、交流をデザインし促進することが大切
- ・ お互いの顔が見えるような、横のつながりをつくる交流の仕組みづくりが重要
- ・ 貸館だけではない、区民92万人が利用者、または受益者であるような質の高い活動ができるとうい
- ・ 共同管理（コモン）という考え方のもと、区民と一緒に作り上げる場所にできたら良い
- ・ 区民利用施設に収まらずに司令塔的に活動を拡げることも重要

ワークショップ

- ・ コンサート、映画上映会等の鑑賞事業
 - ・ 季節ごとのお祭りやマルシェ等の交流イベント
 - ・ 舞台芸術の大会・フェス
 - ・ 学生の放課後の居場所
 - ・ 国際交流、多世代交流、障害者との交流の場
 - ・ 季節の花や草木を楽しむ、ガーデニング体験
 - ・ 工作や体験のワークショップや教室
 - ・ キッチンカーを広場やピロティハ
- ・ フレキシブル
（やさしい・あたたかい
・ひとりもとりこぼさない）
 - ・ 来る人をやさしく案内する人、
人と人をつなげることができる人
 - ・ 世田谷らしさとして、多種多様な
人材を活かし、新しいムーブメントを作る

(1) - 6 事業・活動計画について

■事業・活動計画 現時点のまとめ

これまでの検討経過、前掲のご意見まとめ、庁内検討を踏まえ、以下のような事業・活動イメージに基づき、来年度の事業・活動計画を検討してまいります。

全体で取り組む事業のイメージ

共生社会の 実現に向けた事業	異なる分野が 連携した事業	周辺地域と連携して 行う事業	施設を一体的に 活用した複合的な事業
-------------------	------------------	-------------------	-----------------------

個別事業のイメージ

- 誰もが利用する、憩える場所を演出する事業
- 区民や市民活動団体、区等の交流を促す事業
- 市民活動団体の交流、持続性を高める事業
- 区民同士や区民と区などの多様な体験や新しい経験ができる事業
- 文化・芸術の創造性などから生み出される賑わいのある事業
- 区民が文化・芸術に出会い、関わる事業
- 芸術性・先進性の高い鑑賞事業
- 区内芸術家、文化団体と連携する事業
- 見て、楽しむだけではなく、みどりを育み、活かす事業
- 地域にみどりを広げるための事業
- コモンのように共同管理する取り組み

(1) -6 事業・活動計画について

■事業・活動計画 現時点のまとめ

以下の考え方をもとに、次年度において規則や使用料を検討します。

区民の主体的な活動と、交流・協働のための施設であることを踏まえ
「よりよく使って充実した活動をしてもらう」ために、運営事業者がサポートします

特性の異なる各施設の機能に合わせて、使い勝手の良い規則を定めるとともに、
活動の変遷に合わせて見直しを行います

使用料の設定にあたっては、適正かつ公平、公正な負担を求めますが、
利用者の視点に配慮します

(2) 協議事項

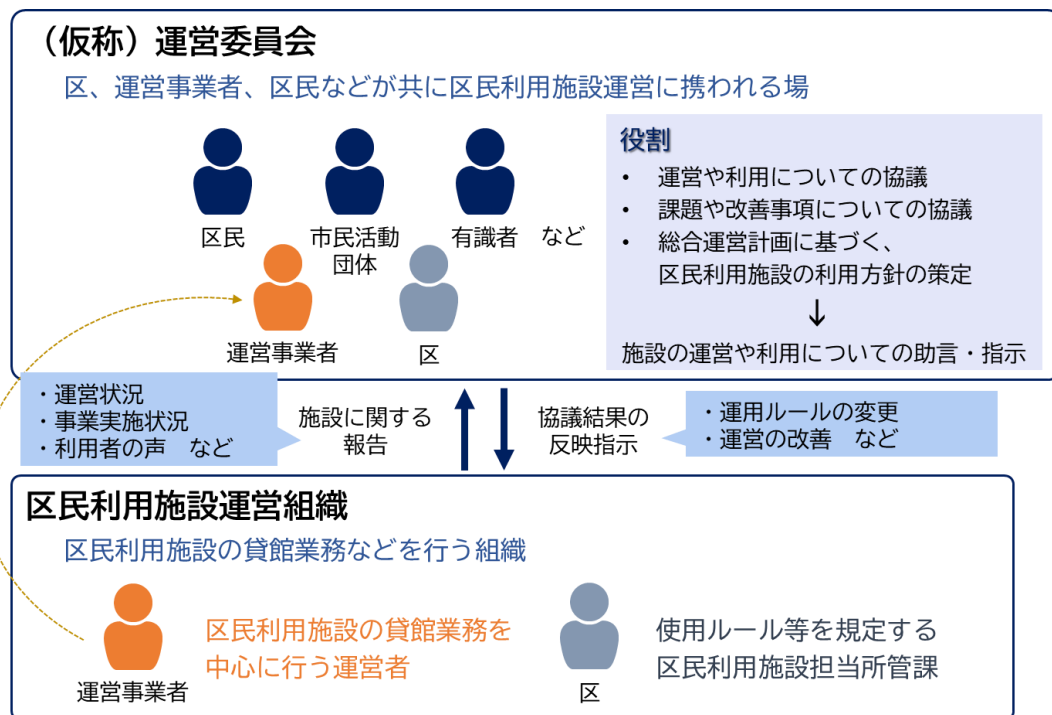
(2) - 1 組織運営計画について

(2) - 1 組織運営計画について

■組織の検討経緯まとめについて

これまでの検討経緯は次のとおりです。

本日のご意見、来年度の検討を経て運営実施計画を策定する予定です。



第4回のご意見・ご質問と回答 (抜粋)

- ・ 区と団体、有識者が対等に話せるチームビルディングができるか
- ・ 司令塔としての運営委員会が重要
- ・ 既存の中間支援組織にも関わってもらいたい
- ・ 区と運営事業者等との役割分担をどう考えるのか
- ・ 直営は想定せず、運営事業者が入ることが前提となるのか。
→ (事務局) 単独または複数の運営事業者が入る形を想定している。

また、他自治体の組織運営体制に関する調査などを実施しましたので、結果をご報告します。

(2) - 1 組織運営計画について

■組織運営体制等に関する調査結果

組織運営体制に関して、他施設の事例調査結果と、区内の中間支援組織をご紹介します。

■他施設事例調査

庁舎との複合施設である「アオーレ長岡」「横浜市役所」、及び区内において区民参加型運営を行っている「まもりやまテラス」に調査票の記入を依頼し、調査結果を整理しました。

■中間支援組織

第4回検討委員会でお話しがありました、区とともに、情報交換や情報誌の発行、勉強会を実施している「世田谷市民活動支援会議（ネッティ）」の構成団体（6団体）の事業・活動状況をご紹介します。

(2) - 1 組織運営計画について

■他施設事例調査 調査対象1 アオーレ長岡

(2) - 1 組織運営計画について

■他施設事例調査 調査対象2 横浜市役所 市民協働推進センター・アトリウム

(2) - 1 組織運営計画について

■他施設事例調査 調査対象3 まもりやまテラス

(2) - 1 組織運営計画について

■他施設事例調査 調査結果比較

(2) - 1 組織運営計画について

■世田谷市民活動支援会議（ネッティ）

- 世田谷区と以下の6つの中間支援組織は「世田谷市民活動支援会議（ネッティ）」という情報交換の場を設け、「せたがや市民活動知っ得情報」の発行や勉強会を実施しています。
- ネッティに所属する中間支援組織は、活動の場となる施設の運営や、助成金の提供、団体相互の交流促進など、様々な支援を行っています。

公益財団法人	せたがや文化財団生活工房
--------	--------------

特定非営利活動法人	国際ボランティア学生協会
-----------	--------------

社会福祉法人	世田谷ボランティア協会
--------	-------------

一般財団法人	世田谷トラストまちづくり
--------	--------------

社会福祉法人	世田谷区社会福祉協議会
--------	-------------

社会福祉法人	共生会SHOWA
--------	----------



(2) - 1 組織運営計画について

■中間支援組織：せたがや文化財団 生活工房



「暮らし×デザインの交流拠点」として、日常の暮らしに身近なデザイン、文化、環境などをテーマに、展示・セミナー・ワークショップなどを行うとともに、市民活動団体が利用できる各種施設の貸し出しや市民活動支援業務を行う。

市民活動支援コーナー



- 打ち合わせや、活動発表などの貸し出しスペースとフリースペース
- コピー機や大判印刷機、紙折機の貸し出し

ちかくのとーく



- 地域の課題を解決するための活動や、世田谷ならではのユニークな活動を行うゲストによる講演

体験型プログラム



- 子どもから高齢者まで参加できる「観て、触れて、感じて、考える」体験型のプログラム
- 地域に密着したイベント

(2) - 1 組織運営計画について

■中間支援組織：国際ボランティア学生協会（IVUSA）



国際協力・環境保護・福祉活動・災害救援などの分野で社会のために自分の持つパワーと感性を活かしたい、そんな若者をサポートする。市民活動支援コーナーを受託運営。

市民活動支援コーナー



団体のPR活動



市民活動支援講座



- 市民活動支援コーナーの運営
- 打ち合わせスペースの提供や印刷機材等の貸出し

- 市民活動団体の活動紹介パネル展示
- 日記帳形式による市民活動団体の活動の場の展示

- 市民活動を支援するワークショップ

(2) - 1 組織運営計画について

■中間支援組織：世田谷ボランティア協会



「おたがいさま」の関係が循環する地域をめざして、ボランティアセンターや3か所のボランティアビューローで、ボランティアをしたい人・求めている人の相談、ボランティアの養成、人と人をつなぐコーディネートを行っている。NPO法人等の設立や運営に関する相談、市民活動団体に関する情報発信を通じて「ボランタリーライフ」を推進。

NPO・ 市民活動相談



- 団体の立ち上げや運営に関する相談・情報提供
- 市民活動グループ・団体、NPO法人の支援

おたがいさまbank



- ボランティア登録サイト
- 人と人をつなぐ縁結び

提案型協働事業の 支援事業



- NPO等と区との間のパイプ役
- 区民参加による主体的で多様な地域活動の支援

(2) - 1 組織運営計画について

■中間支援組織：世田谷トラストまちづくり



ひと・まち・自然が共生する「環境共生・地域共生のまち」の実現をめざす。多くの区民と連携し、市民緑地・小さな森等の「みどり保全」、地域共生のいえ・空き家等地域貢献活用窓口等の「区民主体のまちづくり活動支援」を進める。

世田谷まちづくり ファンド



- まちづくりの市民参加型ファンド
- 交流会による横同士の繋がり

空き家等 地域貢献活用事業



- 空き家等を保有するオーナーと利用団体とのマッチング
- 地域コミュニティの活性化・再生

地域共生の家



- 家屋等のオーナーが自己所有の建物を活用して、主体的に行うまちづくり活動
- 地域共生のまちづくりの推進

(2) - 1 組織運営計画について

■中間支援組織：共生会SHOWA



一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を発揮できる社会をめざし、「男女共同参画センターらぷらす」を受託運営。
「らぷらす」では、女性の就労・企業支援、子育て支援、出前講座、区民企画協働事業などを行うとともに研修室などの貸し出しを行っている。

区民企画協働事業



- 市民活動団体とらぷらす
が協働して取り組む事業
- 団体とらぷらすによる相互評価

登録団体連絡会



- 登録団体による自由な意見交換会
- 市民活動のミニ講座

ギャラリーコーナー 活動コーナー



- 登録団体による作品、ポスターなどの展示
- 打ち合わせスペースや、印刷機の貸し出し

(2) - 1 組織運営計画について

■調査結果を踏まえた、本日の論点

本日は事例を踏まえて、各グループで議論をお願いいたします。
来年度の計画策定に向けた材料にしたいと考えています。

① どの事例が運営委員会、運営事業者のイメージに近いでしょうか。

事例	運営組織体制
アオーレ長岡	<ul style="list-style-type: none">・施設運営を委託するNPO法人（開館を機に設立）・市民協働を委託するNPO法人
横浜市役所	<ul style="list-style-type: none">・施設運営は民間企業に委託・市民協働を地元NPO等のJVに委託（公募プロポ）
まもりやまテラス	<ul style="list-style-type: none">・地域住民で構成された運営協議会に運営を委託・維持管理の一環で外郭団体が事務局を請け負う

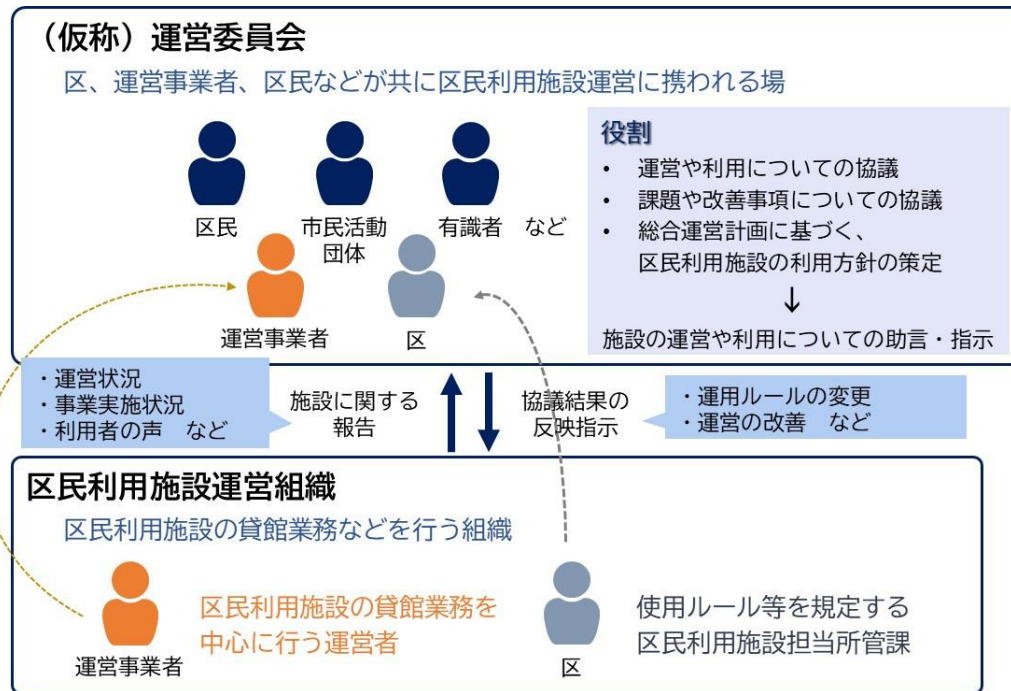
② ①や中間支援組織の情報を踏まえ、運営委員会や、運営事業者（一部または全部）が、どのような役割を担うことが必要でしょうか。
※区民会館、区民交流スペース、屋上庭園等それぞれにおいて）

③ ①・②で議論した組織以外の区民参加（ボランティア、サポーターなど）について、ご意見をお聞かせください。

(2) - 1 組織運営計画について

■調査結果を踏まえた、本日の論点

第4回検討委員会にてお示しした運営体制の案は以下のとおりです。



運営委員会

- 施設の運営や利用についての助言・指示
- 区民企画の公募、審査
- 施設の情報発信
- 活動のサポート

運営事業者

- 事業の企画、実施
- 運営委員会の事務局
- 貸館業務

区民

- 事業の実施、提案
- 一部の運営業務の実施
- 事業サポーター、ボランティア

(2) - 1 組織運営計画について

■本日の会場について

本日の会場であるうめとぴあのエントランスは、区民交流スペースと空間の大きさが似ています。

この大きさの空間をはじめとする区民交流施設の運営を、どのように区民にご参加いただきながら進めていくのがよいか、ご検討頂く参考となればいいと思い、本日の会場として選びました。

なお来年度、トライアルイベントではこのエントランスを使って区民交流スペースの使い方を試行するイベントを実施し、具体的な使い勝手を考えていくこととしています。

■ 運営のパターン分け

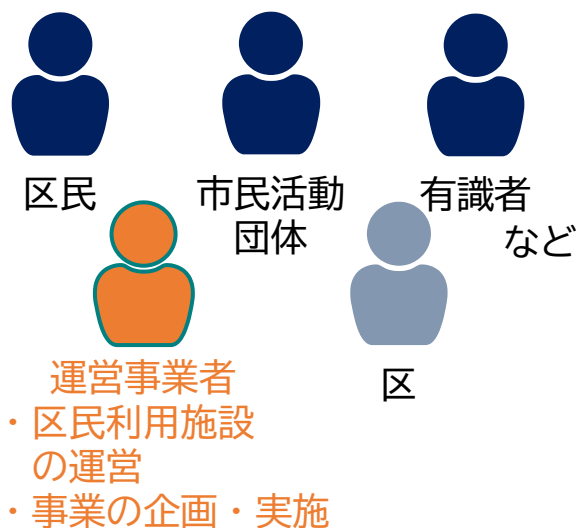
		パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
運営委員会	施設の運営や利用についての助言・指示	○	○	○	○
	事業計画の策定	×	○	○	○
	事業の実施	×	○	×	×
	その他の役割	—	—	・提案された事業の選定 ・事業の実施先を探す	・事業内容の協議
事業者 運営	貸館業務	○	○	○	○
	事業の企画・実施	○	×	×	○
事業実施主体		運営事業者	運営委員会	市民活動団体や個人、ボランティア、民間など	運営事業者
区民参加の方法		・運営委員会 ・運営事業者	・運営委員会 ・一部の運営	・運営委員会 ・事業の実施・提案	・運営委員会 ・事業の一部協力

各地の市民活動センター(NPOが指定管理者)
アオーレ長岡(直営+NPO2団体へ委託)
横浜市役所(直営+一部業務をNPOへ委託)

(2) - 1 組織運営計画について

■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン①）

(仮称) 運営委員会



役割

- ・ 運営や利用についての協議
- ・ 課題や改善事項についての協議
- ・ 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定

運営事業者として協働し、施設運営に参加していただく

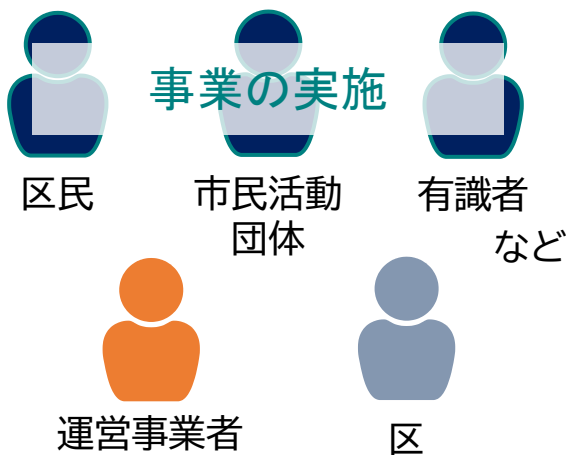
● 運営形態

※複数の形態が想定されます

パターンA	法人化された区民組織 (1事業者)	→ すべての区民利用施設を運営
パターンB	法人化された区民組織 (複数の事業者)	→ それぞれの区民利用施設を運営
パターンC	事業者	→ 貸館業務など区民利用施設の 共通業務を担う
	法人化された区民組織	→ 事業者から委託され、つなぎ役 など、特色ある業務を運営

■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン②）

（仮称）運営委員会



・すべての区民利用施設の貸館業務

役割

- ・ 運営や利用についての協議
- ・ 課題や改善事項についての協議
- ・ 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定
- ・ **事業計画の策定**
- ・ **事業計画に基づく事業の実施**

運営委員会内の委員が実行委員として事業を打ち出せる

一部の業務を依頼 ↓ ↑ 一部の業務の実施



役割

- ・ 一部の運営業務の実施
運営業務例：区民交流スペースの受付・相談

施設運営にも参加していただく

■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン③）

(仮称) 運営委員会

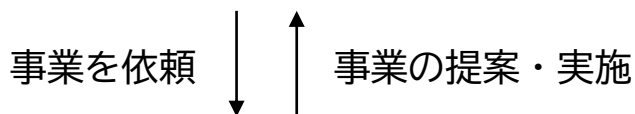


役割

- 運営や利用についての協議
- 課題や改善事項についての協議
- 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定
- 事業計画の策定**
- 市民活動団体などからの事業提案の選定**
- 事業計画に基づく事業の実施依頼**

運営委員会は事業の実施ではなく、事業計画に基づいた事業を企画し、実施先の検討まで行う

事業の提案も受け、施設の利用方針に合致しているか運営委員会で審議する



役割

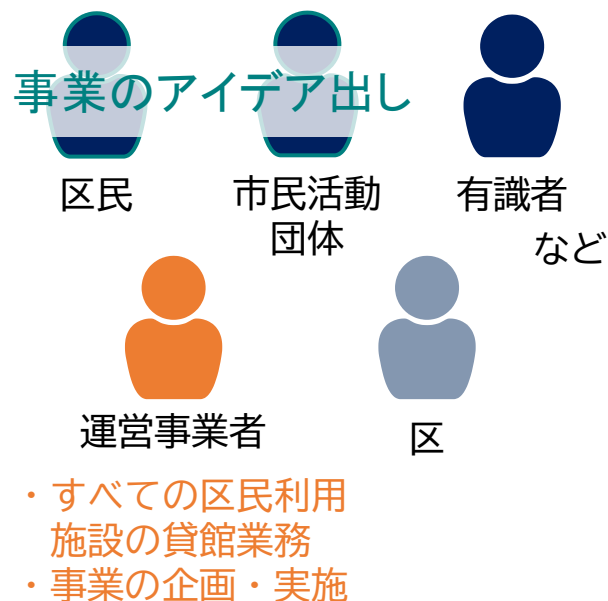
- 事業の実施
 - 事業の提案
- 事業例：子育て講座、読み聞かせなど

事業単位で受託

(2) - 1 組織運営計画について

■ 令和7年度以降の区民利用施設の運営（パターン④）

(仮称) 運営委員会



役割

- 運営や利用についての協議
- 課題や改善事項についての協議
- 総合運営計画に基づく、区民利用施設の利用方針の策定
- 事業計画の策定
- 事業内容の協議

運営委員会は事業のアイデア出しを行い、実際に事業を実施するのは運営事業者

運営事業者が事業の企画書を運営委員会に提出し、内容について協議する

事業における協力を依頼 ↓ ↑ 事業への協力



役割

- 事業のボランティア
- 事業のサポーター

必要に応じて、事業ごとに区民参加を呼びかける

■今後の区民参加事業と区の役割（案）

区で取り組む事項	区民参加による検討
①検討委員会でご議論いただいた基本理念等に基づいた「運営基本計画」の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回検討委員会までの議論 ・ 全3回ワークショップでのご意見
②「運営基本計画」を踏まえ、事業・活動計画、組織運営計画等、具体的な運営に関する方針をまとめる「運営実施計画」の策定 (右記での意見を総合的に踏まえて区が策定)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーキンググループ ・ ワークショップ ・ 試行イベント
③区民交流スペースの活用法の試行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行イベント
④区民利用施設の区民への周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワークショップ、シンポジウム
⑤区民利用施設に係る条例、規則等の整備 (①～④を踏まえて区で作成)	—
⑥運営委員会の組成準備	—
⑦運営実施計画を踏まえ、開業に向けた準備作業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営委員会
⑧運営事業者の選定	—